

2008年8月8日

各 位

会社名 ボ ッ シ ュ 株 式 会 社  
代表者名 取締役社長 ステファン・ストッカー  
(コード番号 6041 東証第1部)  
問合せ先 法務室長 渡 辺 修  
(TEL 03 5485 4155)

## 定款一部変更および全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付株式の発行のための当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付株式の全部の取得について、2008年9月18日開催予定の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ・当社定款の一部変更

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更

###### (1) 変更理由

当社の親会社であるロバートボッシュゲーエムベーハー（以下「ロバートボッシュ社」といいます。）の完全子会社である株式会社プロテウス・インベスト（以下、「プロテウス」といいます。）は、2008年4月24日に開始され同年6月19日に終了した当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、2008年6月26日の決済日をもって当社普通株式157,080,251株を取得いたしました。その結果、ロバートボッシュ社は本公開買付け以前より、同社の100%子会社であるロバートボッシュインベストメントネーデルランドビービー、ロバートボッシュエルエルシーおよびロバートボッシュインターナショナルレベタイリグンゲンアーゲーの3社を通じて間接的に保有していた267,729,560株とあわせて、当社普通株式424,809,811株（総株主の議決権の数に対する所有割合は97.70%となります。（2008年8月8日現在の当社の発行済株式総数448,461,242株から、2008年6月30日現在で当社が保有する自己株式数13,646,106株を控除した株式数434,805,136株に係る議決権数434,805個を基準に算出しております。））を間接的に保有するに至っております。

ロバートボッシュ社およびその子会社（以下「ボッシュ・グループ」といいます。）は、当社の日本市場における競争力を更に強化するために必要な技術、資本及びその他のリソースに対する投資を行うことにより、日本における現在の自動車部品事業の基盤のより一層の強化を図りたいと考えております。これに向けて、ボッシュ・グループでは更なるシナジー効果を引き出したいと考えておりますが、当社が少数株主を有する上場会社であり続ける限り、これを実現することは困難であることから、ボッシュ・グループは、当社の全株式を取得して当社を完全子会社とすることを企図しております。

当社といたしましても、当社の業績拡大のためには、当社の顧客である日本の自動車メーカーの海外事業への機動的な対応や新製品・新技術の開発が不可欠であり、ロバートボッシュ社の完全子会社となり、ボッシュ・グループの経営資源を有効に活用し、更なるシナジー効果を引き出し、経営戦略や施策等を柔軟かつ機動的に遂行していくことが最善であるとの結論に至りました。

以上を踏まえ、当社では、以下の方法により当社がロバートボッシュ社の完全子会社となることといたしました。(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記 および による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様(当社自身を除きます。)に対して、取得の対価として当社種類株式を交付いたします。この際、ボッシュ・グループ以外の各株主様に割当てられる当社の種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

種類株式発行に係る定款一部変更は、本完全子会社化手続のうち上記 を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)本定款一部変更は、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、後記 でご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条ならびに上記 および による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本完全子会社化手続を実施した場合)上記のとおり、ボッシュ・グループ以外の各株主様に対して取得対価として割当てられる当社 A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

株主様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数(ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項および第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式数に 600 円(プロテウスが本公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本定款一部変更は、本完全子会社化手続のうち上記 として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価とするための A 種種類株式に

ついて規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、定款第 8 条におきまして、これまで当社は、1,000 株を 1 単元の株式数として規定していたところ、同第 8 条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（本定款一部変更で設けられる A 種種類株式の単元株式数は 1 株とし、実質的に単元株式制度を利用いたしません。）その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、6 億株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(株券の発行) 第 6 条 本会社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、6 億株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 5 億 9,900 万株、A 種種類株式の発行可能種類株式総数は 100 万株とする。</p> <p>(A 種種類株式) 第 5 条の 2 本会社の残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 9,204,200 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(株券の発行) 第 6 条 本会社は全ての種類の株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 本会社の普通株式の単元株式数は、1,000 株とし、A 種種類株式の単元株式数は、1 株とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第20条の2 第16条ないし第18条および第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第19条の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

## 2. 全部取得条項に係る定款一部変更

### (1) 変更理由

種類株式発行に係る定款一部変更のところでご説明しておりますとおり、当社は、当社の業績拡大のためには、当社の顧客である日本の自動車メーカーの海外事業への機動的な対応や新製品・新技術の開発が不可欠であり、ロバートボッシュ社の完全子会社となり、ボッシュ・グループの経営資源を有効に活用し、更なるシナジー効果を引き出し、経営戦略や施策等を柔軟かつ機動的に遂行していくことが最善であると判断しております。

全部取得条項に係る定款一部変更は、本完全子会社化手続のうち上記として、種類株式発行に係る定款一部変更による変更後の定款を一部変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。本定款一部変更が承認された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本完全子会社化手続の上記の後、株主総会の決議によって当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本完全子会社化手続の上記)当該取得と引換えに当社が株主様(当社自身を除きます。)に交付する取得対価は、種類株式発行に係る定款一部変更における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割当てるA種種類株式の数は、ボッシュ・グループ以外の各株主様に対して当社が割当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、9,204,200分の1株としております。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生日は、2008年10月24日といたします。

### 2. 変更内容

変更の内容は以下のとおりであります。種類株式発行に係る定款一部変更の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本定款一部変更に係る定款変更の効力発生は、種類株式発行に係る定款一部変更および普通株主様による種類株主総会において本定款一部変更の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件といたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

種類株式発行に係る定款一部変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 本会社が発行する普通株式は、本会社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。本会社が普通株式の全部を取得する場合には、本会社は、普通株式1株につきA種種類株式を9,204,200分の1株の割合をもって交付する。</u>

## ・全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

### 1．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

種類株式発行に係る定款一部変更のところでご説明しておりますとおり、当社は、当社の業績拡大のためには、当社の顧客である日本の自動車メーカーの海外事業への機動的な対応や新製品・新技術の開発が不可欠であり、ロバートボッシュ社の完全子会社となり、ボッシュ・グループの経営資源を有効に活用し、更なるシナジー効果を引き出し、経営戦略や施策等を柔軟かつ機動的に遂行していくことが最善であると判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続のうち上記として、会社法第171条ならびに種類株式発行に係る定款一部変更および全部取得条項に係る定款一部変更による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主様(当社自身は除きます。)に対し取得対価を交付するものであります。

上記の取得対価は、種類株式発行に係る定款一部変更における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式の取得に関する議案が承認された場合、ボッシュ・グループ以外の各株主様に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得に関する議案が承認された場合に、株主様に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項および第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社A種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式数に600円(プロテウスが本公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 2．全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに種類株式発行に係る定款一部変更および全部取得条項に係る定款一部変更による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載または記録された普通株式の株主様(当社自身を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を9,204,200分の1株の割合をもって交付します。

#### (2) 取得日

2008年10月24日といたします。

(3) その他

本全部取得条項付普通株式の取得は、種類株式発行に係る定款一部変更および全部取得条項に係る定款一部変更に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとし、なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本完全子会社化手続の結果、当社株式に係る株券は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式に係る株券は2008年9月19日から2008年10月18日までの間、整理銘柄に指定された後、2008年10月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式に係る株券を株式会社東京証券取引所において取引することはできません。

・ 定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略（予定）

本完全子会社化手続に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の招集に関する取締役会	2008年8月8日（金）
臨時株主総会および普通株主による種類株主総会	〃 9月18日（木）
整理銘柄への指定	〃 9月19日（金）
株券提出手続きの開始日	〃 9月19日（金）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	〃 10月17日（金）
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	〃 10月19日（日）
全部取得条項付普通株式全部の取得および株式交付の基準日	〃 10月23日（木）
株券提出期限	〃 10月24日（金）
当社による全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	〃 10月24日（金）

以 上